

扶桑町工事等電子入札実施要綱

(平成20年3月31日要綱第17号)

(平成21年6月23日要綱第21号)

(平成22年3月30日要綱第20号)

(平成28年12月22日要綱第58号)

(令和3年8月20日要綱第142号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、扶桑町が発注する建設工事又は工事関係委託における電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要綱の規定は、電子入札において扶桑町入札者心得書（平成2年告示第41号。以下「心得書」という。）に優先する。ただし、この要綱に規定のない事項は心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要綱及び電子入札における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）のことをいう。

(2) 電子入札サブシステム

電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続

をいう。

(4) 紙入札

電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(6) 工事関係委託

利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務のことをいう。

(7) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

(8) 契約担当者

契約規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

（電子入札の対象）

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。

区分	入札方式
建設工事	一般競争入札
	意向確認型指名競争入札
	指名競争入札
工事関係委託	指名競争入札

2 電子入札対象案件は、設計金額が130万円を超える建設工事又は設計金額が50万円を超える工事関係委託のうちから町長が決定し、前項の入札方式で実施する。

（電子調達システムの利用）

第5条 電子調達システムを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札サブシステムを利用することができる者は、扶桑

町競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したＩＣカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定共同企業体は、代表構成員を除く全ての構成員は代表構成員への委任状を提出し、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のＩＣカードで、特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(ＩＣカードの不正使用)

第６条 入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ＩＣカードの不正使用等とは、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消

ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(申請書等の提出)

第７条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法

入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 資料の添付

入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合は、ファイル容量は１ＭＢ以内とする。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、利用規約５(3)に定めるとおりと

する。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(3) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が 1 MB を超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出

入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(6) 申請書等受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第 8 条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(3) 再度入札

再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(積算内訳書の提出)

第9条 積算内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 積算内訳書の添付

積算内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第7条第2号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第3号に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(2) 積算内訳書の再提出

積算内訳書の再提出（添付洩れによる再提出を含む。）については、認めないものとする。

(3) ウィルス対策

ウィルス対策については、第7条第5号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式第1。以下「承認願」という。）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式第2）により契約担当者の承認を得た場合に限るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに

該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。

使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書（様式第3）を使用する。

(3) 積算内訳書

積算内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の積算内訳書を提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時

電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、承認願を提出し承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届を提出することができるものとする。

（入札参加資格の失効）

第12条 開札日までに指名停止等の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。共同企業体の構成員が指名停止等の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札)

第13条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。なお、特定共同企業体の紙入札において、電子入札サブシステムが特定共同企業体名の入力に未対応の間は、代表構成員名で登録するものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

イ 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者は、その者を開札に立ち会わせた上で入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに入力した後に開札を行うものとする。

ウ 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

エ 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(3) くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(入札の無効)

第14条 契約規則第13条に規定する事項及び次の各号に該

当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到着しない入札
 - (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
 - (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
 - (4) 特定共同企業体において、代表者名義のＩＣカードによらない入札
 - (5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
 - (6) 積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の添付のない入札及び積算内訳書に記載のない入札
- (責任範囲)

第 1 5 条 電子入札において、申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第 1 6 条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(補則)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略